

令和4年7月13日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

令和3年(行コ)第114号 奈良県会議員に係る不当利得返還請求控訴事件
(原審・奈良地方裁判所令和2年(行ウ)第5号)

口頭弁論終結の日 令和4年4月20日

判 決

奈良県北葛城郡王寺町

選定当事者

控訴人

(選定者は別紙選定者目録記載のとおり)

奈良市登大路町30番地

被控訴人

奈良県知事

荒井正吾

同訴訟代理人弁護士

川崎祥記

片山賢志

前川典彦

大寺健太

主 文

- 1 原判決中次項の請求を棄却した部分を取り消す。
- 2 被控訴人は、本判決別紙「請求相手方別請求金額一覧表(1)」の「相手方」欄記載の各相手方に対し、同表の「請求金額」欄記載の金員及びこれに対する平成31年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 3(1) 控訴人のその余の本件控訴を棄却する。
(2) 原判決別紙「請求相手方別請求金額一覧表」の「番号3 相手方藤野良次」の「事務所費」欄に「442、742」とあるのを「446、371」と、「請求金額」欄に「630、242」とあるのを「633、871」とそれ

ぞれ更正する。

- 4 訴訟費用は、第1、2審を通じてこれを12分し、その11を控訴人の負担とし、その余を被控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中次項の請求を棄却した部分を取り消す。
- 2 被控訴人は、別紙「請求相手方別請求金額一覧表(2)」の「相手方」欄記載の各相手方に対し、同表の「請求金額」欄記載の金員及びこれに対する平成31年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

- 1 本件（原審）は、奈良県（以下、単に「県」ということがある。）の住民である選定者らが、奈良県議会の議員である原判決別紙「請求相手方別請求金額一覧表」の「相手方」欄記載の各相手方（以下、番号1ないし番号11の各相手方は「相手方松本」などといい、番号12の相手方5名を併せて「相手方山村ら」といい、番号1ないし番号12の各相手方を総称して「相手方議員ら」という。）が奈良県から交付を受けた平成30年度の政務活動費（相手方山村らについては平成28年度ないし平成30年度の政務活動費）について、奈良県政務活動費の交付に関する条例（平成13年奈良県条例第42号。以下「本件条例」という。）に定める用途基準に適合しない支出があり、相手方議員らは当該支出に係る金員を法律上の原因なく利得しているにもかかわらず、県の執行機関である被控訴人が県の相手方議員らに対する不当利得返還請求権の行使を怠っているなどと主張して、被控訴人に対し、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、相手方議員らに対して上記不当利得金（原判決別紙「請求相手方別請求金額一覧表」の「請求金額」欄記載の金員（ただし、前記主文第3項(2)のとおり更正した後の金員））及びこれに対する平成30年度終了の日の

翌日である平成31年4月1日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法（以下「改正前民法」という。）所定の年5分の割合による民法704条前段所定の利息の支払を請求することを求める住民訴訟である。

原審は、選定者らの請求を全部棄却したところ、選定者らが、相手方松本、相手方井岡、相手方藤野、相手方岩田、相手方粒谷、相手方小泉及び相手方山村らに関する限度で不服を申し立てて控訴を提起した。なお、選定者らは、原審においてはそれぞれが原告となっていたが、当審において、選定当事者として控訴人を選定した。

2 関係法令等の定め、前提事実並びに争点及びこれに関する当事者の主張は、後記3のとおり当審における当事者の補充主張を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の2から4まで（ただし、不服申立ての対象とされていない相手方森山、相手方田尻、相手方奥山及び相手方和田のみに関する部分は除く。）に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決を次のとおり補正する。

- (1) 文中に「原告らの主張」とあるを「控訴人の主張」と読み替える。
- (2) 原判決3頁9行目の「本件条例」の次に「(抜粋)」を加え、5頁13行目から14行目にかけての「政務活動費の運用方針として本件手引を作成し、平成29年4月に改訂しているところ、」を「政務活動費の運用方針として、従前の「奈良県政務調査費の手引(運用方針)」を改訂した本件手引を作成し、平成29年4月に更に改訂しているところ、」と改める。

(3) 原判決6頁4行目の末尾を改行して次を加える。

「 なお、「不動産の賃貸を業とする法人」とは、当該法人の登記の目的欄に不動産の賃貸と記載され会計処理が適切に行われていることが必要である。」

(4) 原判決6頁8行目の「充当する」の次に「(時間で按分する場合の按分割合(%) = 政務活動の使用時間 / 政務活動の使用時間 + 政務活動以外の使用時

間、面積で按分する場合の按分割合（％）＝政務活動の使用面積／政務活動の使用面積＋政務活動以外の使用面積」を加え、9行目の末尾を改行して次を加える。

「(エ) 駐車場使用料は、来客専用又は来客兼用の場合に限り認める。

事務所費の賃料、光熱水費、維持管理費を充当している場合は、同率で按分するものとする。」

(5) 原判決6頁14行目から15行目にかけての「社会保険関係書類と」を「社会保険関係書類を」と改める。

3 当審における当事者の補充主張

(1) 相手方松本について

(控訴人の主張)

ア 相手方松本の政務活動事務所が入居している建物には、相手方松本の政務活動事務所のほかに、相手方松本の後援会事務所及び相手方松本の配偶者が代表者を務める松本運送の事務所が入居しているところ、松本運送の職員（従業員）は17名で、うち女性は1名であり、相手方松本が政務活動の補助業務のために雇用した女子職員が松本運送の業務に従事していないとすると、上記建物には松本運送の女子職員と相手方松本の政務活動事務所の女子職員の2名が配置されていることになるが、このような配置は中小企業の経営では考えられない人員配置である。そうすると、相手方松本の政務活動事務所の女子職員は、松本運送の女子職員と同一人物であると推認され、松本運送の業務にも従事しているから、相手方松本の政務活動事務所の女子職員の人件費として、政務活動費から当該職員の給与の4分の1を超えて支出するのは違法である。

イ 仮に、上記建物に松本運送の女子職員と相手方松本の政務活動事務所の女子職員の2名が配置されているとしても、相手方松本の政務活動事務所の電気代は、松本運送からの請求により松本運送に支払われているところ、

その際の松本運送作成名義の請求書及び領収証（甲1の19・21）の宛先欄の「松本宗弘事務所」の筆跡は、相手方松本の政務活動事務所の女子職員が相手方松本の政務活動事務所から給与の支払を受けた際に作成した領収証（甲1の20・22）の宛先欄の「松本宗弘事務所」の筆跡と同一であるから、相手方松本の政務活動事務所の女性職員は、松本運送の業務にも従事していたといえる。なお、松本運送は、株式会社である以上、商法関係規則及び企業会計原則に基づいて会計処理をする必要があるから、請求書や領収証の発行は会社として必要な行為であり、専ら相手方松本の政務活動事務所のために必要なものとはいえない。

（被控訴人の主張）

ア 相手方松本が政務活動の補助業務のために雇用した職員である田中育代（以下「田中」という。）は女性であるが、松本運送の女性職員は西上香であり、同一人物ではない。

イ 上記の松本運送作成名義の請求書及び領収証の手書部分を記入したのは田中であるが、以下に述べるとおり、田中が松本運送の業務に従事していたという事実はない。

上記の松本運送作成名義の請求書及び領収証は、いずれも相手方松本の平成30年度政務活動費収支報告書に添付されているものであり、政務活動事務所の電気代に政務活動費を充てたことの資料である。政務活動事務所が置かれている建物の電気代については、電力会社への支払は松本運送が行うが、建物の使用面積で按分し、政務活動事務所が電気代の4分の1を松本運送に支払っていた。松本運送としては、電力会社が発行する明細により電気代の総額は明らかであり、その4分の1について政務活動事務所から支払われていることは帳簿上で管理すれば足り、必ずしも政務活動事務所への請求書及び領収証を作成する必要はなかった。

すなわち、松本運送の立場とすれば、松本運送による電気代の支払につ

いては電力会社が発行する明細により裏付けることができ、相手方松本の政務活動事務所への請求については、上記明細から算定した金額を口頭で請求し、その支払を受けられるのであれば、その支払の事実を帳簿に記載するだけで足りた。一方、相手方松本の政務活動事務所としては、政務活動費収支報告書に電気代の金額及び支払の事実を証する資料を添付しなければならなかったのに、松本運送作成名義の請求書及び領収証が必要であった。そのため、当初、田中は、松本運送側に依頼し、電気代の請求書及び領収証を作成してもらっていた。電気代について平成30年12月25日作成分まで、このような方法で請求書と領収証が作成されていたので、請求書及び領収証は手書部分を含めて松本運送の職員が記入していた。しかし、前記のとおり、松本運送作成名義の請求書及び領収証は、松本運送にとっては必要でなく、専ら政務活動費収支報告書の添付資料として必要となるものであったことから、田中は、松本運送側に依頼することを遠慮し、電気代について平成31年1月28日作成分から、あらかじめ請求書及び領収証の用紙（松本運送の記名印・社印を押捺したもの）を預かり、これを用いて、田中において宛先、日付、金額及び但書の各手書部分を記入するようになった。

以上のような経緯で、平成31年1月28日作成分以降の電気代の請求書及び領収証の手書部分には、田中が記入した部分があるが、これは政務活動費収支報告書に資料として添付する必要から行ったものであり、松本運送の業務を行ったものではない。

したがって、田中が松本運送の業務に従事した事実はない。

ウ なお、相手方松本が政務活動の補助業務のために雇用した職員の国民年金保険料は、当該職員が自分で納付しており、松本運送が当該職員に支給する給与から控除して納付しているものではない。

(2) 相手方井岡について

(控訴人の主張)

相手方井岡の政務活動事務所は、建物の2階部分38.525㎡と3階部分20.327㎡からなるが、建物の外観は2階建てであり、3階といわれている部分は屋根裏の三角形の空間で、しかも、2階から3階への階段は、階段幅が1階から2階への階段の半分で（1階から2階への階段の階段幅は130mm。）、勾配も1階から2階への階段より急になっており、その用途は物置などに制約され、一般的な事務所スペースとは異なる。

そうすると、3階部分に1、2階部分と同等の価値があるとはいえず、最大にみても2分の1の限度で評価するのが相当である。そうすると、相手方井岡の政務活動事務所の㎡当たり賃料は2054円となり、1階部分の相手方井岡の後援会事務所の㎡当たり賃料1554円と大きな差があり、その差異には合理的な根拠が見いだせないから、相手方井岡の政務活動事務所の賃料を恣意的に高くして政務活動費を充てようとしたものといえる。

(被控訴人の主張)

上記建物は3階建ての建物として登記されており、当該3階部分は屋根裏部屋ではない。

(3) 相手方藤野について

(控訴人の主張)

ア 相手方藤野が発行した広報紙には、政務活動に関する記事と政務活動以外に関する記事が混然一体とした内容になっており、政党活動と政務活動を区別できず、相手方藤野は、民進党の奈良県代表として、民進党の政党活動の記事及び相手方藤野の政務活動の記事を含んだ上記広報紙を自らの名で発行し、自らの政務活動事務所を連絡先として記載している以上、上記広報紙は、政務活動以外に関する記事も含めてその全部が、相手方藤野の政務活動事務所から発行されたとみるのが自然である。

また、印刷された上記広報紙は相手方藤野の政務活動事務所に納品され

ているから、届けられた上記広報紙は、相手方藤野の政務活動事務所において、政務活動向け、後援会活動向けに整理分類され配布されたと推認でき、相手方藤野の政務活動事務所で発送の管理・作業を行っていることが明らかである。

イ 上記広報紙には、相手方藤野の政務活動事務所の所在地、電話番号及び F A X 番号が記載されているから、上記広報紙を読んだ者が民進党に関する記事について意見や問合せをするなら、相手方藤野の政務活動事務所であろう。そのような意見の聴取や問合せへの応答は、政務活動ではなく、政党活動の一環である。

ウ 相手方藤野は、相手方藤野の政務活動事務所を平成 3 1 年度選挙の選挙事務所として使用しており、相手方藤野の政務活動事務所は政務活動、政治活動、政党活動の拠点としての外形を有しているから、政務活動専用事務所とする合理的な根拠に欠ける。

エ したがって、相手方藤野の政務活動事務所は、政務活動以外の活動に使用される併用型事務所であるから、その事務所費の 2 分の 1 を超える額に政務活動費を充当するのは違法である。

(被控訴人の主張)

ア 控訴人は、相手方藤野が発行した広報紙に相手方藤野の政務活動事務所が紹介されていることをもって、上記広報紙の発行元が専ら相手方藤野の政務活動事務所になるとか、読者が民進党に関する記事について問い合わせる場合は相手方藤野の政務活動事務所に連絡するとか主張するが、同じ広報紙には「民進」、「Minshin Press」、「民進党 民進党プレス編集部」とも記載され、その住所、電話番号、メールアドレスなども記載されているのであるから、控訴人の上記主張は当たらない。

印刷された上記広報紙は相手方藤野の政務活動事務所に届けられるが、発送作業自体は目的に応じて政務活動と政党活動のそれぞれの事務所で

区別して行い、相手方藤野の政務活動事務所を政党活動に使用したり、相手方藤野の政務活動事務所の職員が政党活動に従事した事実はない。

イ 仮に読者から民進党に関する記事について問合せがあったとしても、そのことをもって、相手方藤野の政務活動事務所において政務活動以外の活動が行われたと推認することもできない。

ウ 相手方藤野は、相手方藤野の政務活動事務所を自身の奈良県議会議員選挙のために使用したことはあるが、その場合には政務活動費を使用実態に応じて按分充当しており、政務活動費の違法支出はない。

(4) 相手方岩田について

(控訴人の主張)

ア 本件手引では「自己所有物及び配偶者又は3親等以内の親族、又は同一生計者の所有物件の賃料ないし使用料、分担金の支出への充当は認めない。また、議員・もしくは同一生計者が代表・役員等をつとめる法人の所有物件への充当は認めない。」と規定されているところ、相手方岩田の政務活動事務所は「同一生計者が代表・役員等をつとめる法人の所有物件」に該当する。そうすると、被控訴人において、相手方岩田が政務活動費を相手方岩田の政務活動事務所の事務所費に充当したのを適法としたのは、上記規定に続けて設けられた「ただし、当該法人が不動産の賃貸を業としている法人に該当するものについてはこの限りでない。」とのただし書を根拠とするものと解される。

しかしながら、本件手引はあくまでマニュアルであって法令ではないから、上記ただし書を根拠とするためには上記ただし書が適法であることが必要であるが、政務活動費に関する法令として地方自治法100条14項には「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。」と定

められ、同条15項には「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と定められているところ、「当該法人が不動産の賃貸を業としている法人に該当する」からとって、「同一生計者が代表・役員等を務める法人の所有物件」に経費として賃料が発生することになるものではないから、上記ただし書は関係法令に反する。

イ 相手方岩田の政務活動事務所の賃貸人である真規は、相手方岩田と生計を一にする配偶者及びその子女が100%の株式を有する会社であるから、相手方岩田の政務活動事務所に経費として賃料が発生すること自体考えにくい。また、真規は、売上高は平均して2億円を維持しているが、利益面では平成29年度に「17.3百万円」を出しているものの、その後の平成30年度、平成31年（令和元年）度は利益の数字がないような状況が続いているのであるから、相手方岩田の政務活動事務所の賃料が相手方岩田の生計（利益）に直接結びつく関係にあるといえる。

なお、大阪市会の「政務活動費の手引き」でも、議員と生計を同一にする者が代表・役員等を務める法人の収入が全て議員と生計を同一にする親族への収入となるような場合には、事務所賃料への政務活動費の充当を認めていない。

（被控訴人の主張）

奈良県の政務活動費の支出の適否は、本件条例、本件規程及び本件手引等奈良県が定める関係法令によって判断すべきであり、相手方岩田による政務活動費の支出はこれらの関係法令に照らして適法である。

(5) 相手方粒谷について

（控訴人の主張）

ア 政務活動事務所と後援会事務所を別に設けることの不合理性に加え、相手方粒谷の政務活動事務所が平成31年度の奈良県議会議員選挙におい

て選挙事務所として使用されていたことや、後援会事務所とされている自宅には、後援会事務所としての使用実態をうかがわせる外形がないことを踏まえれば、相手方粒谷は、相手方粒谷の政務活動事務所において政務活動以外の活動も行っていたというのが実態である。

したがって、相手方粒谷の政務活動事務所の賃料についての政務活動費からの支出のうち2分の1は違法支出である。

イ 相手方粒谷は、携帯電話料を後援会との2分の1ずつ按分している。携帯電話の使用場所はいろいろあり、政務活動事務所でも携帯電話が使用されているところ、携帯電話は、居場所を問わずにかかってくるものであるから、相手方粒谷が相手方粒谷の政務活動事務所にいる際にも、一定の確率で政務活動以外の電話もかかってくると思われるべきである。また、携帯電話の利便性を考えれば、相手方粒谷も居場所に関係なく必要に応じて携帯電話をかけており、相手方粒谷の政務活動事務所にいるからといって政務活動以外の電話はかけないということは考えにくい。かかってくる電話又はかける電話を利用して政務活動以外（私的用件を含む。）の活動に関することについて、政務活動事務所において通話先と話し、相談し、指示したりすることは、まぎれもなく政務活動以外の活動の一つである。面談して行うことと違いはない。そうすると、相手方粒谷の政務活動事務所は政務活動以外の活動にも利用されているといえるから、相手方粒谷の政務活動事務所の賃料についての政務活動費からの支出のうち2分の1は違法支出である。

（被控訴人の主張）

ア 控訴人は、様々な推測をもとにして相手方粒谷の政務活動事務所において政務活動以外の活動があったと主張するが、いずれも抽象的な憶測の域を出ないものであり、政務活動費の違法支出を裏付けるものではない。

相手方粒谷は、相手方粒谷の政務活動事務所を自身の奈良県議会議員選

挙のために使用したことはあるが、その場合には政務活動費を事務所費に充当しなかったものであり、政務活動費の違法支出はない。

イ 控訴人は、相手方粒谷が携帯電話料金に2分の1の按分割合で政務活動費を充当していることをもって、相手方粒谷の政務活動事務所が政務活動以外の活動に使用されていたと主張するが、両者には何らの関連性もなく、控訴人の上記主張は当たらない。

(6) 相手方小泉について

(控訴人の主張)

ア 相手方小泉が発行している広報紙は長3封筒に封入されて発送されているところ、①上記長3封筒には、差出人「奈良県議会議員 小泉米造事務所」の住所として相手方小泉の政務活動事務所の住所のみが記載され、相手方小泉の後援会事務所の住所は記載されていないこと、②上記広報紙は1万部作成されているところ、同時に、差出人「奈良県議会議員 小泉米造事務所」の住所として相手方小泉の政務活動事務所の住所のみが記載された上記長3封筒も1万枚が作成されていることからすると、上記広報紙は、政務活動向けのものだけでなく、後援会活動向けのものも相手方小泉の政務活動事務所で発送されたものと解される。

そうすると、相手方小泉の政務活動事務所は政務活動以外の活動にも利用されているというべきである。

イ 相手方小泉は、携帯電話料を後援会との2分の1ずつ按分している。携帯電話の使用場所はいろいろあり、政務活動事務所でも携帯電話が使用されているところ、携帯電話は、居場所を問わずにかかってくるものであるから、相手方小泉が相手方小泉の政務活動事務所にいる際にも、一定の確率で政務活動以外の電話もかかってくるべきである。また、携帯電話の利便性を考えれば、相手方小泉も居場所に関係なく必要に応じて携帯電話をかけており、相手方小泉の政務活動事務所にいるからといって政務

活動以外の電話はかけないということは考えにくい。かかってくる電話又はかける電話を利用して政務活動以外（私的用件を含む。）の活動に関することについて、政務活動事務所において通話先と話し、相談し、指示したりすることは、まぎれもなく政務活動以外の活動の一つである。面談して行うことと違いはない。

そうすると、相手方小泉の政務活動事務所は政務活動以外の活動にも利用されているというべきである。

ウ 相手方小泉は、購入費用を政務活動費と後援会で2分の1ずつ按分してゼンリンの住宅地図を購入しているところ、政務活動以外での利用も予定しているから後援会と費用を按分しているのである。そして、上記住宅地図の保管場所は相手方小泉の政務活動事務所であるから、上記住宅地図が、相手方小泉の政務活動事務所において、政務活動以外の活動にも利用されているはずである。

そうすると、相手方小泉の政務活動事務所は政務活動以外の活動にも利用されているというべきである。

エ 相手方小泉は、購入費用を政務活動費と後援会で2分の1ずつ按分して日本郵便の「森の贈り物」の切手セットを購入しているが、このことは、相手方小泉の政務活動事務所において、この切手を使用して、政務活動向けのものだけでなく、後援会活動向けのもの送付作業も行われていたことの証左である。

そうすると、相手方小泉の政務活動事務所は政務活動以外の活動にも利用されているというべきである。

オ 政務活動事務所と後援会事務所を別に設けることの不合理性に加え、相手方小泉の政務活動事務所が、平成31年度の奈良県議会議員選挙において選挙事務所として使用されていたことや、後援会事務所とされている自宅には、後援会事務所としての使用実態をうかがわせる外形がないことを

踏まえれば、相手方小泉は、相手方小泉の政務活動事務所において政務活動以外の活動も行っていたというのが実態である。

カ 以上によれば、相手方小泉の政務活動事務所は、政務活動専用事務所ではなく、政務活動以外の活動にも使用される併用型事務所であるから、相手方小泉の政務活動事務所の賃料についての政務活動費からの支出のうち2分の1は違法支出である。

(被控訴人の主張)

ア 控訴人主張の長3封筒は、政務活動費収支報告書に添付する政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）の添付資料であり、あくまで政務活動目的で郵送した「スプリング」の封筒として添付したものであり、後援会活動目的分も含む全ての「スプリング」を郵送するために使用した封筒として添付したものではない。相手方小泉は、控訴人主張の長3封筒は専ら政務活動目的で郵送する「スプリング」のためだけに使用したものである。

イ 控訴人は、相手方小泉が携帯電話料金に2分の1の按分割合で政務活動費を充当していることをもって、相手方小泉の政務活動事務所が政務活動以外の活動に使用されていたと主張するが、両者には何らの関連性もなく、控訴人の上記主張は当たらない。

ウ 相手方小泉が切手代の2分の1に政務活動費を充当したのは、これらの切手を「スプリング」の郵送のために使用したところ、「スプリング」には政務活動以外の記事も含まれているため、本件手引の「政党活動、後援会活動他の活動の掲載がある場合は、掲載記事の割合等により按分する。」との運用方針に従って按分充当したものであり、政務活動費の違法支出は認められない。

エ 相手方小泉は、相手方小泉の政務活動事務所を自身の奈良県議会議員選挙のために使用したことはあるが、その場合には政務活動費を使用実態に応じて按分充当しており、政務活動費の違法支出はない。

オ その他、控訴人は、様々は推測をもとにして相手方小泉の政務活動事務所において政務活動以外の活動があったと主張するが、いずれも抽象的な推測の域を出ないものであり、政務活動費の違法支出を裏付けるものではない。

(7) 相手方山村らについて

(控訴人の主張)

相手方山村らが、会派事務所に派遣する職員について日本共産党奈良県委員会との間で交わした人材派遣の覚書では、当該職員の業務として政党活動に係る業務、政務活動に係る業務の2つの業務しか定められていない。

本件手引では、政務活動費の充当が不適當な経費として議員活動費を挙げているが、その例として、本会議、委員会、協議会、審議会等の活動、議員派遣、その他の公務等項目を示すのみにとどまっているため、議員活動費の内容について不明なところがある。

他の自治体では、議員活動の内容等について具体的に説明している事例がいくつか存在する。例えば、高槻市は、政務活動費の概要において、「政務活動費となるもの」、「政務活動費とはならないもの」とに区分し、後者について、①本会議における議案等の審議及び代表質問や一般質問等、②法定の委員会における付託案件等の審査及び所管事務の聴取、③法定の委員会の現地調査、行政視察等、④全員協議会や代表者会議や議会だより編集委員会などへの出席などを挙げ、法律等で規定された議員活動は、これらの前後に行われることが多い政務活動とは区別されるとしている。また、会派内の打合せなど会派の運営等に関する会議の出席は、議員としての一般的な活動として政務活動とは区別することを明記している。なお、長浜市や会津若松市においても、政務活動費の手引などにおいて議員活動の範囲と定義を示している。以上の考察から、職員には、政務活動とはならない議員活動をサポートする業務が存在していることが確認できる。

そうすると、相手方山村らの会派事務所に派遣されている職員の業務には、政党活動に係る業務、政務活動にかかわる業務に区分することができない業務が存在しているといえるから、当該職員の人件費に充当できる政務活動費は2分の1を限度とせざるを得ないというべきである。

(被控訴人の主張)

控訴人の主張内容は判然としないが、相手方山村らが所属する共産党議員団と、職員1名の派遣元である共産党県委員会との間では、当該職員の人件費について、当該職員が従事する政務活動と政党活動等(政党活動に限定されていない。)を厳格に区別し、共産党議員団が負担するのは政務活動分だけとされていた。

相手方山村らは、その雇用する職員が政務活動に従事した部分の給与全額に政務活動費を充当したものであるから、何ら違法支出とはいえない。

第3 当裁判所の判断

1 主張立証責任の所在について

当審も、原審同様、①住民において、政務活動費の充当が使途基準に合致せず違法であるとして、県に対して議員に対する不当利得返還請求をすることを求める場合には、当該支出が使途基準に合致しないことを具体的に主張し、立証すべきであり、②政務活動費から充当することが不相当と認められるものに当たると推認される一般的外形的な事実が立証されたときは、政務活動費からの充当が適当と認められる特段の事情が主張立証されない限り、当該政務活動費からの充当は不当利得に当たるとすべきであるという「一般的外形的な事実」に格別の推認力を付与したかのような一般的な前提を採用するのは相当でないと判断するが、その理由は、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1に記載のとおりであるから、これを引用する。

ただし、原判決の文中の「原告ら」を「控訴人」と読み替える。以下同様。

2 相手方松本について

(1) 当裁判所も、原審同様、相手方松本に関する控訴人の請求は理由がないものと判断するが、その理由は、後記(2)のとおり当審における当事者の補充主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の2に記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 当審における当事者の補充主張に対する判断

ア 控訴人は、相手方松本の政務活動事務所が入居している建物には、相手方松本の政務活動事務所のほかに、相手方松本の後援会事務所及び相手方松本の配偶者が代表者を務める松本運送の事務所が入居しているところ、松本運送の職員（従業員）は17名で、うち女性は1名であり、相手方松本が政務活動の補助業務のために雇用した女子職員が松本運送の業務に従事していないとすると、上記建物には松本運送の女子職員と相手方松本の政務活動事務所の女子職員の2名が配置されていることになるが、このような配置は中小企業の経営では考えられない人員配置であるから、相手方松本の政務活動事務所の女子職員は、松本運送の女子職員と推認され、松本運送の業務にも従事しているから、相手方松本の政務活動事務所の女子職員の人件費として、政務活動費から当該職員の給与の4分の1を超えて支出するのは違法であると主張する。

しかしながら、仮に、上記建物に松本運送の女子職員と政務活動事務所の女子職員の2名が配置されていることが、中小企業の経営では考えられない人員配置であるとしても、相手方松本の政務活動事務所は、松本運送とは異なり、営利団体ではないのであるから、中小企業の経営の視点からの上記指摘は当たらない上、証拠（甲1の14・15、乙1の11・12）及び弁論の全趣旨によれば、相手方松本の政務活動事務所において政務活動の補助業務のために雇用した職員は田中育代（以下「田中」という。）という女性職員であるところ、松本運送には、西上香という、田中とは別の女性職員が雇用されていることが認められる。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

イ 控訴人は、上記建物に松本運送の女子職員と相手方松本の政務活動事務所の女子職員の2名が配置されているとしても、相手方松本の政務活動事務所の電気代は、松本運送からの請求により松本運送に支払われているところ、その際の松本運送作成名義の請求書及び領収証(甲1の19・21)の宛先欄の「松本宗弘事務所」の筆跡は、相手方松本の政務活動事務所の女子職員が相手方松本の政務活動事務所から給与の支払を受けた際に作成した領収証(甲1の20・22)の宛先欄の「松本宗弘事務所」の筆跡と同一であるから、相手方松本の政務活動事務所の女性職員は、松本運送の業務にも従事していたといえると主張する。

確かに、証拠(甲1の19・21)及び弁論の全趣旨によれば、相手方松本の政務活動事務所の電気代は、松本運送からの請求により松本運送に支払われているところ、相手方松本の政務活動事務所の平成31年2月分の電気代に関する松本運送作成名義の請求書(甲1の19)及び同年3月分の電気代に関する松本運送作成名義の領収証(甲1の21)の宛先欄の「松本宗弘事務所」を含む手書部分は、相手方松本の政務活動事務所の職員である田中が記入したものであることが認められる。

しかしながら、相手方松本は、相手方松本の政務活動事務所の職員である田中が上記請求書及び領収証の宛先欄の「松本宗弘事務所」を含む手書部分を記入するに至った経緯について、奈良県議会事務局長に対し、前記第2の3の(1)の(被控訴人の主張)のイのとおり説明していることが認められる(乙1の15)ところ、証拠(甲1の9・14・15、乙1の11・14)によれば、田中は平成30年から相手方松本の政務活動事務所に雇用されているが、相手方松本の政務活動事務所の平成30年12月分までの電気代に関する松本運送作成名義の請求書及び領収証の宛先欄の「松本宗弘事務所」を含む手書部分は、田中が記入したのではなく、松本運送

の職員が記入したものであり、田中が相手方松本の政務活動事務所の電気代に関する松本運送作成名義の請求書及び領収証の宛先欄の「松本宗弘事務所」を含む手書部分を記入するようになったのは、平成31年1月分以降であることが認められる。

かかる事実は、田中が、当初、松本運送側に依頼し、電気代の請求書及び領収証を作成してもらっていたが、相手方松本の政務活動事務所としては、松本運送への電気代の支払に関し松本運送作成名義の請求書及び領収書が必要であったものの、松本運送としては、相手方松本の政務活動事務所からの電気代の支払に関し松本運送作成名義の請求書及び領収書を作成する必要はなかったため、途中から、松本運送側に依頼することを遠慮し、電気代について平成31年1月分から、あらかじめ請求書及び領収証の用紙（松本運送の記名印・社印を押捺したもの）を預かり、これを用いて、田中において宛先、日付、金額及び但書の各手書部分を記入するようになったとの上記説明によく整合するものであるから、上記説明の信用性を否定し、相手方松本の政務活動事務所の女性職員が、松本運送の業務にも従事していた認定することは困難である。

これに対し、控訴人は、松本運送が、株式会社である以上、商法関係規則及び企業会計原則に基づいて会計処理をする必要があるから、請求書や領収証の発行は会社として必要な行為であり、専ら相手方政務活動事務所のために必要なものとはいえないと主張する。

しかしながら、商法関係規則及び企業会計原則に基づいて会計処理をするためには、請求書や領収証を発行することが望ましいとはいえ、請求書や領収証を発行しなければ、上記の会計処理ができないと認めるに足る証拠はないから、控訴人の上記主張は採用することができない。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

ウ なお、証拠（乙1の7・8・10）によれば、相手方松本が政務活動の

補助業務のために雇用した職員である田中の国民年金保険料は、田中が自分で納付しており、松本運送が田中に支給する給与から控除して納付しているものではないことが認められる。

3 相手方井岡について

(1) 当裁判所も、原審同様、控訴人の①相手方井岡のホームページ上の行動日記の上記掲載文言から、相手方井岡の政務活動事務所における政務活動以外の活動が推認できる、②相手方井岡の平成30年度事務所状況報告書（甲2の3）の「所在地」欄に「1棟借り」と記載されており、この政務活動事務所と同じ建物の1階には後援会事務所があることから、建物1棟全体の家賃を合理的に按分して算定すべきであるとの各主張は理由がないものと判断するが、その理由は、後記(2)のとおり当審における当事者の補充主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の3(1)及び(2)ア、イに記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 当審における当事者の補充主張（原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の4(2)ア(ウ)の主張も含む。）に対する判断

ア・証拠（甲2の2、乙共3）によれば、平成30年度における相手方井岡の政務活動事務所（3階建ての建物の2階部分38.525㎡と3階部分20.327㎡）の賃料は月額10万2000円（うち共益費2000円）で、㎡当たりの単価は月額1733円であるのに対し、同じ建物の1階に所在する相手方井岡の後援会事務所（23.15㎡）の㎡当たりの単価は月額1554円であることが認められ、相手方井岡の政務活動事務所の賃料の㎡当たりの単価が、相手方井岡の後援会事務所の賃料の㎡当たりの単価を上回っているところ、控訴人は、3階部分に1、2階部分と同等の価値があるとはいえないから、相手方井岡の政務活動事務所の賃料である月額10万2000円の金額は、相手方井岡の後援会事務所の賃料に比して不相当に高額であると主張する。

イ そこで検討するに、証拠（甲2の8・9・16）及び弁論の全趣旨によれば、相手方井岡の政務活動事務所は、建物の2階部分38.525㎡と3階部分20.327㎡からなるところ、建物の外観は2階建てであり、3階といわれている部分は屋根裏の三角形の空間であることが認められ、屋根裏の三角形の空間であることからすると、3階といわれている部分は、その用途が物置などに制約され、一般的な事務所スペースとは異なるものと認めるのが相当である。

これに対し、被控訴人は、上記建物は3階建ての建物として登記されているから、3階部分は屋根裏部屋ではないと主張するところ、証拠（乙2の4）によれば、上記建物は3階建ての建物として登記されていることが認められるが、3階建ての建物として登記されているからといって、直ちに3階部分が屋根裏部屋でないと認めることはできないから、被控訴人の上記主張は採用することができない。

ウ そうすると、その用途が物置などに制約される相手方井岡の政務活動事務所の賃料の㎡当たりの単価が、一般的な事務所スペースである相手方井岡の後援会事務所の賃料の㎡当たりの単価を上回ることは、特段の事情がない限り、想定し難いというべきところ、控訴人から指摘された後も本件において上記特段の事情についての主張立証はない。

したがって、少なくとも、相手方井岡の政務活動事務所の賃料について、相手方井岡の後援会事務所の賃料の㎡当たりの単価を上回る部分は不当であり、相手方井岡において政務活動事務所の賃料を恣意的に高くして政務活動費を充てようとしたものと推認せざるを得ない。

そうすると、相手方井岡が相手方井岡の政務活動事務所の賃料に充当した政務活動費（122万2000円）のうち、（1733円－1554円）×（38.525㎡＋20.327㎡）×12か月＝12万6414円に充当した部分は不適法とするのが相当である。

エ 以上によれば、奈良県は相手方井岡に対し12万6414円の不当利得返還請求権を有していることとなる。

4 相手方藤野について

(1) 当裁判所も、原審同様、相手方藤野に関する控訴人の請求は理由がないものと判断するが、その理由は、後記(2)のとおり当審における当事者の補充主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の4に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決を次のとおり補正する。

ア 原判決32頁14行目の「相手方」の次に「藤野」を加える。

イ 原判決33頁12行目の「奈良県議会事務局が」を「奈良県議会事務局が、当該運用指針について、」と改め、21行目の「賃料全額」の次に「(ただし、平成31年3月29日から同月31日までの奈良県議会議員選挙の選挙期間については、政務活動事務所の使用実態に応じて政務活動費を按分充当。)」を加える。

(2) 当審における当事者の補充主張に対する判断

ア 控訴人は、相手方藤野が発行した広報紙には、政務活動に関する記事と政務活動以外に関する記事が混然一体とした内容になっており、政党活動と政務活動を区別できず、相手方藤野は、民進党の奈良県代表として、民進党の政党活動の記事及び相手方藤野の政務活動の記事を含んだ上記広報紙を自らの名で発行し、自らの政務活動事務所を連絡先として記載している以上、上記広報紙は、政務活動以外に関する記事も含めてその全部が相手方藤野の政務活動事務所から発行されたとみるのが自然であると主張する。

しかしながら、証拠(甲3の4)によれば、上記広報紙のv o l . 6 8には、「ふじのREPORT 県政レポートv o l . 6 8」、「ふじの良次政務活動事務所」との記載があり、相手方藤野の政務活動事務所の住所、電

話番号、FAX番号の記載もあるが、同じ広報紙には、「民進 Mins hin Press 号外2018年4月号」、「民進党 民進プレス編集部」
とも記載され、その住所、電話番号、メールアドレスなども記載されているのであるから、上記広報紙が、政務活動以外に関する記事も含めてその
全部が相手方藤野の政務活動事務所から発行されたとみるのが自然であ
るとまではいえず、控訴人の上記主張は採用することができない。

イ 控訴人は、印刷された上記広報紙は相手方藤野の政務活動事務所に納品
されているから、届けられた上記広報紙は、相手方藤野の政務活動事務所
において、政務活動向け、後援会活動向けに整理分類され配布されたと推
認でき、相手方藤野の政務活動事務所で発送の管理・作業を行っているこ
とが明らかであると主張する。

確かに、証拠（甲3の10）によれば、上記広報紙のv o l . 80は2
000部が印刷され、その全部が相手方藤野の政務活動事務所に納品され
ていることが認められる。

しかしながら、証拠（乙3の2）によれば、相手方藤野は、上記広報紙
の発送について、政務活動目的で発送する場合は相手方藤野の政務活動事
務所から行い、政党活動目的で発送する場合には民進党奈良県総本部ない
し国民民主党奈良県総本部の事務所から行っていた旨説明していること
が認められるところ、上記説明の信用性を否定できるだけの証拠はないか
ら、上記広報紙のv o l . 80は2000部が印刷され、その全部が相手
方藤野の政務活動事務所に納品されているとの事実をもって、上記広報紙
のv o l . 80の全部が相手方藤野の政務活動事務所から発送された、す
なわち、政党活動目的で発送するものも相手方藤野の政務活動事務所から
発送されたと認定することは困難であり、控訴人の上記主張は採用するこ
とができない。

ウ 控訴人は、上記広報紙には、相手方藤野の政務活動事務所の所在地、電

話番号及びFAX番号が記載されているから、上記広報紙を読んだ者が民進党に関する記事について意見や問合せをするなら、相手方藤野の政務活動事務所であり、そのような意見の聴取や問合せへの応答は、政務活動ではなく、政党活動の一環であると主張する。

しかしながら、先に認定したとおり、上記広報紙には、「民進 M i n s h i n P r e s s 号外2018年4月号」、「民進党 民進プレス編集部」とも記載され、その住所、電話番号、メールアドレスなども記載されているのであるから、上記広報紙を読んだ者が民進党に関する記事について意見や問合せを相手方藤野の政務活動事務所にするとは直ちにいえないうし、仮に、相手方藤野の政務活動事務所意見や問合せがあったとしても、そのことをもって、相手方藤野の政務活動事務所において政務活動以外の活動が行われたと推認することもできないから、控訴人の上記主張は採用することができない。

エ 控訴人は、相手方藤野が、相手方藤野の政務活動事務所を、平成31年度選挙の選挙事務所として使用しており、相手方藤野の政務活動事務所は政務活動、政治活動、政党活動の拠点としての外形を有しているから、政務活動専用事務所とする合理的な根拠に欠けると主張する。

確かに、証拠（乙3の2）によれば、相手方藤野は、相手方藤野の政務活動事務所を選挙期間中（平成31年3月29日から同月31日まで）に選挙事務所として使用したことが認められるが、政務活動事務所を選挙期間中に選挙事務所として使用したからといって、それ以外の期間について、政務活動事務所を政務活動、政治活動、政党活動の拠点として利用していたことが推認されるものではないから、控訴人の上記主張は採用することができない。

なお、証拠（乙3の1の27枚目、乙3の2）によれば、相手方藤野は、上記選挙期間中に相当する事務所賃料には政務活動費を充当していない

ことが認められる。

5 相手方岩田について

(1) 当裁判所も、原審同様、相手方岩田に関する控訴人の請求は理由がないものと判断するが、その理由は、後記(2)のとおり当審における当事者の補充主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の8に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決41頁16行目の「岩田しのぶ」の次に「であること」を加える。

(2) 当審における当事者の補充主張に対する判断

ア(ア) 本件手引においては、①自己所有物及び配偶者又は3親等以内の親族、又は同一生計者の所有物件の賃料ないし使用料、分担金の支出への充当は認めない、②また、議員若しくは同一生計者が代表・役員等を務める法人の所有物件への充当は認めない、③ただし、当該法人が不動産の賃貸を業としている法人に該当するものについてはこの限りではないと定められており、相手方岩田の政務活動事務所は、相手方岩田の配偶者である岩田しのぶが代表取締役を務める法人である真規の所有物件であって上記②に該当するため、原則、事務所賃料への政務活動費の充当は認められないが、真規は不動産の賃貸を業としている法人であって上記③に該当するため、例外として、事務所賃料への政務活動費の充当は認められていたと解されるところ、控訴人は、地方自治法100条14項、15項は、政務活動費が議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費に充当されることを予定したものであるが、当該法人が不動産の賃貸を業としている法人に該当するからといって、同一生計者が代表・役員等を務める法人の所有物件に経費として賃料が発生することになるものではないから、上記③は関係法令に違反する旨主張する。

(イ) そこで検討するに、上記②において、政務活動事務所が議員の同一生計者が代表・役員等を務める法人の所有物件である場合に政務活動費の

充当が認められていないのは、議員の同一生計者が代表・役員等を務める法人からその所有物件を事務所として賃借する場合には、現実に事務所賃料が発生していることに疑義が生じるためであると解されるから、現実に事務所賃料が発生していると判断できるときには、事務所賃料への政務活動費の充当を認めて差し支えないといえ、上記③も、現実に事務所賃料が発生していると判断できる場合を例外として挙げたものといえるから（なお、本件手引に「不動産の賃貸を業とする法人」とは、当該法人の登記の目的欄に不動産の賃貸と記載され会計処理が適切に行われていることが必要である。」とされていること（前記関係法令等の定め(4)ア(イ)）からすると、上記③が現実に事務所賃料が発生していると判断できる場合を例外として挙げたものと認めることができる。）、上記③自体が、政務活動費が議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費に充当されることを予定した関係法令に違反するとはいえない。

なお、控訴人の援用する大阪市会の「政務活動費の手引き」においても、「議員若しくは生計を一にしている親族が法人の代表者・役員等の地位にあり、その法人から事務所を賃借し、賃借料を支払う場合には、当該法人に独立した法人格を認めることに疑義がある（自己若しくは生計を一にしている親族への支払いと同視すべきである）【※】と判断される時は、政務活動費を充当することはできません。 ※「当該法人に独立した法人格を認めることに疑義がある」とは、法人と個人（代表者等）の間の財産の混同、明確な会計区分の欠如など法人が実質的に個人と同一視される場合などです。」と定められており（顕著な事実）、議員の同一生計者が代表・役員等を務める法人からその所有物件を事務所として賃借する場合に事務所賃料への政務活動費の充当を一律に否定しているものではない。

イ(ア) 控訴人は、相手方岩田の政務活動事務所の賃貸人である真規は、相手方岩田と生計を一にする配偶者及びその子女が100%の株式を有する会社であるから、相手方岩田の政務活動事務所に経費として賃料が発生すること自体考えにくいと主張する。

しかしながら、証拠(甲8の6・7)によれば、真規が、不動産賃貸を目的とし、売上高も平均して2億円を維持している会社であることが認められ、これらの事情に照らすと、真規が相手方岩田と生計を一にする配偶者及びその子女が100%の株式を有する会社であるからといって、相手方岩田の政務活動事務所に経費として賃料が発生すること自体が考えにくいとまではいえないから、控訴人の上記主張は採用することができない。

イ(イ) 控訴人は、真規は、売上高は平均して2億円を維持しているが、利益面では平成29年度に「17.3百万円」を出しているものの、その後の平成30年度、平成31年(令和元年)度は利益の数字がないような状況が続いているのであるから、相手方岩田の政務活動事務所の賃料が相手方岩田の生計(利益)に直接結びつく関係にあるといえると主張する。

確かに、証拠(甲8の7)によれば、帝国データバンク企業情報には、真規の業績データとして、平成26年(2014年)7月決算期の「利益金(千円)」欄には「36、136」、平成27年(2015年)7月決算期の「利益金(千円)」欄には「20、000」、平成28年(2016年)7月決算期の「利益金(千円)」欄には「25、000」、平成29年(2017年)7月決算期の「利益金(千円)」欄には「17、338」と記載されているものの、平成30年(2018年)7月決算期の「利益金(千円)」欄及び令和元年(2019年)7月決算期の「利益金(千円)」欄は空欄であることが認められる。

しかしながら、平成30年(2018年)7月決算期及び令和元年(2019年)7月決算期の決算書の有無を記載する「決算書」欄には、いずれも「無」と記載されていることも認められ、これらのことからすると、平成30年(2018年)7月決算期の「利益金(千円)」欄及び令和元年(2019年)7月決算期の「利益金(千円)」欄が空欄であることが、真規に平成30年度、平成31年(令和元年)度に利益がなかったことを直ちに意味するものとはいえない。

そして、他に真規に平成30年度、平成31年(令和元年)度に利益がなかったことを認めるに足りる証拠もないから、相手方岩田の政務活動事務所の賃料が相手方岩田の生計(利益)に直接結びつく関係にあるといえるとの控訴人の上記主張は採用することができない。

6 相手方粒谷について

(1) 当裁判所も、原審同様、相手方粒谷に関する控訴人の請求は理由がないものと判断するが、その理由は、後記(2)のとおり当審における当事者の補充主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」10に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決45頁2行目の「乙10の2」を「乙10の1・2」と改める。

(2) 当審における当事者の補充主張に対する判断

ア 控訴人は、政務活動事務所と後援会事務所を別に設けることの不合理性に加え、相手方粒谷の政務活動事務所が平成31年度の奈良県議会議員選挙において選挙事務所として使用されていたことや、後援会事務所とされている自宅には、後援会事務所としての使用実態をうかがわせる外形がないことを踏まえれば、相手方粒谷は、相手方粒谷の政務活動事務所において政務活動以外の活動も行っていたというのが実態であると主張する。

しかしながら、後援会事務所としてどの程度の規模や設備が必要かは、後援会活動としてどのような活動を想定しているかという、それぞれの議

員の考え方次第であるから、仮に、後援会事務所が議員の自宅であって、事務所としての設備が格別備えられていなかったとしても、それだけでは、後援会活動が政務活動事務所で行われていると推認することはできない。

また、政務活動事務所と後援会事務所とは、その果たす役割が異なることから、事務の混乱等を避けるために、政務活動事務所と後援会事務所とを別に設けるとの考え方もあり得、特に後援会事務所が議員の自宅である場合には、政務活動事務所と別に後援会事務所を設けることによる経済的負担もないのであるから、政務活動事務所とは別に後援会事務所を設けることが直ちに不合理ともいえない。

さらに、証拠（乙10の4）によれば、相手方粒谷は、相手方粒谷の政務活動事務所を、平成31年3月1日から同月31日まで、政務活動のほか平成31年度の奈良県議会議員の選挙の準備や選挙活動のために使用したことが認められるが、政務活動事務所を平成31年3月1日から同月31日まで選挙の準備や選挙活動のために使用したからといって、それ以外の期間について、政務活動事務所を政務活動、政治活動、政党活動の拠点として利用していたことが推認されるものではないから、控訴人の上記主張は採用することができない。

なお、証拠（乙10の1・4）によれば、相手方粒谷は、上記平成31年3月分の事務所賃料には政務活動費を充当していないことが認められる。

イ 控訴人は、相手方粒谷が、相手方粒谷の政務活動事務所において、政務活動以外の用件の電話を携帯電話で受けたり、政務活動以外の用件の電話を携帯電話でかけているのであり、相手方粒谷の政務活動事務所は政務活動以外の活動にも利用されているといえるから、相手方粒谷の政務活動事務所の賃料についての政務活動費からの支出のうち2分の1は違法支出であると主張する。

しかしながら、相手方粒谷が、相手方粒谷の政務活動事務所において、政務活動以外の用件の電話を携帯電話で受けたり、政務活動以外の用件の電話を携帯電話でかけているとしても、そのことによって、相手方粒谷の政務活動事務所が政務活動以外の活動にも利用されていることになるわけではないから、控訴人の上記主張は採用することができない。

7 相手方小泉について

(1) 認定事実

原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の11(1)に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決46頁21行目の末尾を改行して次を加える。

「エ 上記広報紙は、政務活動目的で発送されたほか、後援会活動目的でも発送された。

オ 相手方小泉が政務活動費収支報告書に添付して提出した「政務活動記録（広報紙の発行・発送等）」には、平成31年1月に、上記広報紙を1万部印刷するとともに、長3封筒を1万枚制作した旨記載され、上記広報紙を封入して発送した封筒として、差出人「奈良県議会議員 小泉米造事務所」の住所として相手方小泉の政務活動事務所の住所のみが記載され、相手方小泉の後援会事務所の住所は記載されていない長3封筒（以下「本件封筒」という。）が添付されていた（甲11の6・12）。」

(2) 判断

ア 補正して引用した原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の11(1)の認定事実（以下「前記認定事実」という。）ウによれば、相手方小泉が発行している上記広報紙は、政務活動目的で発送されたほか、後援会活動目的でも発送されているところ、前記認定事実エによれば、上記広報紙が1万部印刷されるのと同時に、差出人「奈良県議会議員 小泉米造事務所」の住所として相手方小泉の政務活動事務所の住所のみが記載され、

相手方小泉の後援会事務所の住所は記載されていない本件封筒も1万枚制作されているのであるから、上記広報紙は、政務活動目的で発送されたものだけでなく、後援会活動目的で発送されたものも、本件封筒に封入されて発送されたものと認めるのが相当である。

これに対し、被控訴人は、相手方小泉においては、差出人「奈良県議会議員 小泉米造事務所」の住所として相手方小泉の政務活動事務所の住所のみが記載され、相手方小泉の後援会事務所の住所は記載されていない本件封筒は政務活動目的で発送する上記広報紙のためだけに使用しており、あくまで政務活動目的で発送した上記広報紙の封筒として政務活動費収支報告書に添付された「政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）」に本件封筒を添付したものであり、後援会活動目的分も含む全ての上記広報紙を郵送するために使用した封筒として添付したものではないと主張する。

しかしながら、上記広報紙が1万部印刷されるのと同時に、差出人「奈良県議会議員 小泉米造事務所」の住所として相手方小泉の政務活動事務所の住所のみが記載され、相手方小泉の後援会事務所の住所は記載されていない本件封筒も、上記広報紙と同数の1万枚制作されていることに照らすと、本件封筒を使用して発送されたのが政務活動目的で発送されたもののみであるとは到底解し得ないから、被控訴人の上記主張は採用することができない。

イ 差出人「奈良県議会議員 小泉米造事務所」の住所として相手方小泉の政務活動事務所の住所のみが記載され、相手方小泉の後援会事務所の住所は記載されていない本件封筒で発送されていることからすると、後援会活動目的分も含む全ての上記広報紙が、相手方小泉の政務活動事務所において発送されたものと推認することができる。

そうすると、その余の点について検討するまでもなく、相手方小泉の政務活動事務所は、政務活動以外の活動にも利用されていることとなるから、

政務活動専用事務所ではなく、併用型事務所であるというべきである。

ウ 本件手引によると、併用型事務所である場合には、事務所賃料を政務活動の使用時間又は使用面積等の使用実態に応じて按分して政務活動費を充当する（時間で按分する場合の按分割合（％）＝政務活動の使用時間／政務活動の使用時間＋政務活動以外の使用時間、面積で按分する場合の按分割合（％）＝政務活動の使用面積／政務活動の使用面積＋政務活動以外の使用面積）こととされているところ（前記関係法令等の定め(4)ア(ウ)）、本件においては、政務活動の使用時間と政務活動以外の使用時間を合算した使用時間の中で政務活動の使用時間が占める割合についても、政務活動の使用面積と政務活動以外の使用面積を合算した使用面積の中で政務活動の使用面積が占める割合についても主張立証はないから、上記割合は2分の1と推認するのが相当である。

そうすると、相手方小泉の政務活動事務所の事務所賃料（年間68万3564円）については、その2分の1を超えて政務活動費を充当することはできないこととなる。

エ 本件手引によると、事務所賃料に政務活動費が按分して充当される場合には、駐車場代についても、事務所賃料と同率で按分して政務活動費が充当されるべきこととなるから（前記関係法令等の定め(4)ア(エ)）、相手方小泉の政務活動事務所の駐車場代（年間41万3688円）については、その2分の1を超えて政務活動費を充当することはできないこととなる。

オ 以上によれば、奈良県は相手方小泉に対し54万8626円の不当利得返還請求権を有していることとなる。

8 相手方山村らについて

- (1) 当裁判所も、原審同様、相手方山村らに関する控訴人の請求は理由がないものと判断するが、その理由は、後記(2)のとおり当審における当事者の補充主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当

裁判所の判断」の12に記載のとおりであるから、これを引用する。

ただし、原判決49頁21行目の「業務」から24行目末尾までを「業務であり（乙12の16）、議員自身については、県議会での活動に付随する活動（県議会における質問の事前準備）として、公費で費用弁償されている議員活動とみる余地があるとしても、上記の事前準備を補助する職員の人件費まで公費で費用弁償されているものではなく、上記の事前準備を補助する職員の人件費に政務活動費を充当したとしても、公費が二重に支出されることになるものではないから、政務活動費の充当が許されるというべきである（なお、政務活動費の充当が不適當な経費の一つとして「議員活動の経費」が挙げられている趣旨は、前記のとおり、これらの活動に関しては公費で費用弁償されているため、政務活動費による更なる支出は避けるべきであるというものであると考えられる。）」と改める。

(2) 当審における当事者の補充主張に対する判断

控訴人は、共産党議員団と共産党県委員会との間で交わされた事務局職員の出向に関する覚書（甲12の2）において、当該職員の業務として政党活動に係る業務と政務活動に係る業務の2つの業務しか定められていないことを前提に、現実には、当該職員の業務として、政務活動とはならない議員活動をサポートする業務が存在し、この業務は、政党活動に係る業務にも、政務活動に係る業務にも区分することができないから、当該職員の人件費に充当できる政務活動費は2分の1を限度とせざるを得ないと主張する。

しかしながら、上記覚書（なお、覚書中では、共産党県委員会が「甲」、共産党議員団が「乙」と記載されている。）には、「出向者の賃金及び賞与は、甲の規定により、甲が出向者に対し直接支給し、乙は甲に対し出向者の基本給及び諸手当相当分を負担するものとする。ただし乙が負担する額は、出向者が県会議員団の事務局員として従事する政務活動と政党活動等の活動とを厳格に区別し、出向者が従事した政務調査活動に係る実費について負担する

ものとする。」とされており、共産党議員団に派遣される職員の業務は、政務活動に係る業務と政党活動等の活動に係る業務、すなわち、政務活動に係る業務と政務活動以外の活動に係る業務に区分されているのであって、政党活動に係る業務と政務活動に係る業務に区分されているのではないから、控訴人の上記主張は、その前提を欠くものであって失当である。

9 以上によれば、控訴人の請求は、被控訴人に対し、本判決別紙「請求相手方別請求金額一覧表(1)」の「相手方」欄記載の各相手方に対し、同表の「請求金額」欄記載の金員及びこれに対する平成31年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求することを求める限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないから棄却すべきであるから、控訴人の請求を全部棄却した原判決は相当でなく、本件控訴は一部理由がある。

そうすると、原判決中、本判決別紙「請求相手方別請求金額一覧表(1)」の「相手方」欄記載の各相手方に対し、同表の「請求金額」欄記載の金員及びこれに対する平成31年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求することを求める請求を棄却した部分を取り消した上、上記のとおり支払うことを請求することを被控訴人に命じるとともに、控訴人のその余の控訴を棄却すべきである。

なお、原判決別紙「請求相手方別請求金額一覧表」の「番号3 相手方藤野良次」の「事務所費」欄に「442、742」とあるのが「446、371」の、「請求金額」欄に「630、242」とあるのが「633、871」のそれぞれ誤りであることが、原判決別紙主張整理表の「番号3 相手方藤野良次」の「事務所費」に関する記載内容から明白であるから、民訴法257条により、原判決別紙「請求相手方別請求金額一覧表」の「番号3 相手方藤野良次」の「事務所費」欄に「442、742」とあるのを「446、371」と、「請求金額」欄に「630、242」とあるのを「633、871」とそれぞれ更正し、その旨を明らかにすることとする。

よって、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第4民事部

裁判長裁判官 水 野 有 子

裁判官 大 西 忠 重

裁判官 大 野 祐 輔

(別紙)

選 定 者 目 録

奈良県北葛城郡王寺町

奈良市

奈良市

別紙

請求相手方別請求金額一覧表(1)

単位:円

番号	相手方	事務所費	人件費	請求金額	備考
2	井岡正徳	126,414		126,414	
11	小泉米造	548,626		548,626	

別紙

請求相手方別請求金額一覧表(2)

単位:円

番号	相手方	事務所費	人件費	請求金額	備考
1	松本宗弘		495,000	495,000	
2	井岡正徳	1,122,000		1,122,000	
3	藤野良次	446,371	187,500	633,871	
8	岩田国夫	600,000		600,000	
10	粒谷友示	594,000		594,000	
11	小泉米造	548,626		548,626	
12	共産党議員5名 (山村幸穂, 今井光子, 宮本次郎, 小林照代, 太田敦)		2,576,250	2,576,250	平成28年度分から平成30年度分まで

これは正本である。

令和4年7月13日

大阪高等裁判所第4民事部

裁判所書記官 西尾 一 宏

